



## 12月以降の雇用調整助成金の特例措置について

～現行の助成内容は12月末まで延長するが、助成内容の縮小に注意～

雇用調整助成金など（※1）の特例措置は、今年11月末まで、地域特例（※2）と業況特例（※3）を設ける一方、原則的な措置は一部縮小（※4）している。

10月19日、厚生労働省は、雇用調整助成金の特例措置などについて、11月末までとしていた現行の助成率などの助成内容を12月末まで1ヶ月間延長すると発表した。また、2022年1月以降については、「引き続き、感染が拡大している地域・特に業況が厳しい企業に配慮しつつ、雇用情勢を見極めながら段階的に縮減していく」（「経済財政運営と改革の基本方針2021」2021年6月閣議決定）方針であり、11月中に発表予定である。

19都道府県を対象とした緊急事態宣言と8県を対象としたまん延防止等重点措置は9月30日をもって全面解除された。これらの事業所では11月以降は地域特例が適用されず、業況特例の要件も満たさなければ、一部縮小されている原則的な措置が適用されることに留意する必要がある。具体的には、大企業では助成率が低下し、大企業・中小企業ともに日額上限が13,500円に縮小される。

需要が回復せず、休業による雇用維持に努めている加盟組合は、今後の企業業績の見通しなど、労使協議等を通じて把握し、経営チェックの強化をはかる必要がある。

- （※1）雇用調整助成金に加え、緊急雇用安定助成金、新型コロナウイルス感染症対応休業支援金・給付金
- （※2）緊急事態宣言やまん延防止等重点措置が実施され、時短等に協力する企業について、雇用調整助成金と緊急雇用安定助成金は助成率9割（解雇等を行わない企業は10割）、日額上限15,000円
- （※3）売上等が前年または前々年に比べ3割以上減少している全国の企業について、雇用調整助成金と緊急雇用安定助成金は助成率9割（解雇等を行わない企業は10割）、日額上限15,000円
- （※4）雇用調整助成金と緊急雇用安定助成金の助成率について、解雇等を行わない中小企業は10割を9割に縮小、解雇等を行わない大企業は10割を3/4などに縮小、また日額上限については中小企業、大企業ともに15,000円を13,500円に減額

（別紙）

・厚生労働省「12月以降の雇用調整助成金の特例措置等について」

[https://www.mhlw.go.jp/stf/r312cohokurei\\_00001.html](https://www.mhlw.go.jp/stf/r312cohokurei_00001.html)

（政策局 蒔苗）

報道関係者各位

令和3年10月19日

【照会先】

職業安定局 雇用開発企画課

課長：中村 かおり

課長補佐：楠田 暁夫

(代表) 03-5253-1111 (内線 5816)

(直通) 03-3502-1718

職業安定局 雇用保険課

課長：長良 健二

課長補佐：伏木 崇人

(代表) 03-5253-1111 (内線 5763)

(直通) 03-3502-6771

## 12月以降の雇用調整助成金の特例措置等について

(注) 以下は、事業主の皆様にご政府としての方針を表明したものです。施行にあたっては厚生労働省令の改正等が必要であり、現時点での予定となります。

新型コロナウイルス感染症に係る雇用調整助成金・緊急雇用安定助成金、新型コロナウイルス感染症対応休業支援金・給付金の特例措置については、令和3年11月末までとしているところですが、来年3月まで延長します。現在の助成内容は令和3年12月末まで継続することとする予定です(別紙)。

令和4年1月以降の特例措置の内容については、「経済財政運営と改革の基本方針2021(令和3年6月18日閣議決定)」に沿って、具体的な助成内容を検討の上、11月中に改めてお知らせします。

(参考1) 雇用調整助成金(新型コロナウイルス感染症の影響に伴う特例)

[https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/koyou\\_roudou/koyou/kyufukin/pageL07.html](https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/koyou_roudou/koyou/kyufukin/pageL07.html)

コールセンター 0120-60-3999 受付時間 9:00~21:00 土日・祝日含む

(参考2) 新型コロナウイルス感染症対応休業支援金・給付金

<https://www.mhlw.go.jp/stf/kyugyoshienkin.html>

コールセンター 0120-221-276 受付時間 月~金 8:30~20:00/土日祝 8:30~17:15

## 雇用調整助成金等

(括弧書きの助成率は解雇等を行わない場合)(※3)

## 休業支援金等

		～4月末	5月～12月
中小企業	原則的な措置	4/5(10/10) 15,000円	4/5(9/10) 13,500円
	地域特例(※1) 業況特例(※2)	—	4/5(10/10) 15,000円
大企業	原則的な措置	2/3(3/4) 15,000円	2/3(3/4) 13,500円
	地域特例(※1) 業況特例(※2)	4/5(10/10) 15,000円	4/5(10/10) 15,000円

		～4月末	5月～12月
中小企業	原則的な措置	8割 11,000円	8割 9,900円
	地域特例(※5)	—	8割 11,000円
大企業 (※4)	原則的な措置	8割 11,000円	8割 9,900円
	地域特例(※5)	—	8割 11,000円

(※1)緊急事態措置を実施すべき区域、まん延防止等重点措置を実施すべき区域(以下「重点措置区域」という)において、知事による、新型インフルエンザ等対策特別措置法第18条に規定する基本的対処方針に沿った要請を受けて同法施行令第11条に定める施設における営業時間の短縮等に協力する事業主(～4月末は大企業のみ。)

※重点措置区域については、知事が定める区域・業態に係る事業主が対象。

※各区域における緊急事態措置又は重点措置の実施期間の末日の属する月の翌月末まで適用。

(※4)大企業はシフト制労働者等のみ対象。

(※5)休業支援金の地域特例の対象は、基本的に雇用調整助成金と同じ(左記※1)。なお、上限額については月単位での適用とする。

(例:5月10日から5月24日までまん延防止等重点措置

→5月1日から6月30日(解除月の翌月末)までの休業が地域特例の対象)

(※2)生産指標が最近3か月の月平均で前年又は前々年同期比30%以上減少の全国の事業主

(※3)原則的な措置では、令和2年1月24日以降の解雇等の有無で適用する助成率を判断

地域・業況特例では、令和3年1月8日以降の解雇等の有無で適用する助成率を判断